

平成30年度 第1回 小平市土地利用審議会議事要録

- 1 日 時 平成31年3月12日(火) 午前10時～11時30分
- 2 場 所 小平市役所 6階 大会議室
- 3 出席者 小平市土地利用審議会委員
杉山 昇 会長、井上 搖子 委員、山田 学 委員、
内田 輝明 委員、三輪 秀民 委員、
計5名
- 4 傍聴者 1名
- 5 議 題 土地利用構想の届出について

事務局：都市開発部都市計画課開発指導担当

(開会)

会 長 : それでは、30 諮問第 1 号「土地利用構想の届出」について審議を始めたいと思います。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、「土地利用構想届出書」について、ご説明をいたします。昨年 11 月 9 日付で、事業主である住友不動産株式会社から届出書が提出されました。土地の所在は、小平市花小金井南町一丁目 890 番 17 の一部 外で、主な土地利用目的は集合住宅でございます。

資料の 1-1、土地利用構想届出書 3 枚目の土地利用構想図も併せてごらんください。

土地利用の概要でございますが、事業区域は青枠で囲まれた部分、事業面積 6 万 2,397.40 平方メートルで、こちらは東側に既に完成しておりますマンション建築時の事業区域となっており、その際に整備された道路・公園を含むものとなっております。

これは開発条例の規定により、同一事業主が、先行する事業の完了後 1 年以内に届け出る事業は一体的な開発事業とみなすため、このような事業区域となっております。

東側の既存マンションは、平成 27 年 4 月に土地利用構想の届出が出され、土地利用審議会に諮問をいたしまして、平成 27 年 6 月に市長の助言を交付し、その後、昨年 1 月に事業を完了し、3 月以降入居が開始されております。

なお、今回土地利用構想として提出された計画は、東側既存マンションの西側の未利用地、土地面積 2 万 5,436.31 平方メートルにおいて新たなマンションを建築する計画でございます。

建築計画でございますが、新たに建築される部分といたしましては、建築面積 1 万 1,050.24 平方メートル、延べ床面積 5 万 6 4 3.01 平方メートル、建ぺい率 43.44%、容積率 199.09%、最高高さ 25 メートル、地上 8 階建てになります。

棟数といたしましては、渡り廊下でつながる A 棟から E 棟までの 1 棟、西側の F 棟と G 棟が 1 棟として合計 2 棟で、総戸数が 740 戸の計画でございます。

駐車場は、A 棟と B 棟の間及び E 棟の北側にございまして、地上 3 階、地下 2 階の機械式駐車場で 370 台分が設置されます。

また、そのほかに来客用 7 台分が B 棟と G 棟の間に平置きで設置され、宅配用として E 棟付近に 2 台、F 棟と G 棟の間に 1 台、A 棟と G 棟の間に 1 台の計 4 台分確保され、合計 381 台の計画でございます。

車両の出入口は、北側に1カ所、西側に1カ所の2カ所となっております。

西側の出入口につきましては、東側既存マンションの居住者も通行できる敷地内通路の出入口となっております。

次に、資料1-2、用途地域図をごらんください。

当該地は二つの用途地域にまたがっております。西側の小金井街道の道路の端から20メートルまでが第二種中高層住居専用地域で、建ぺい率60%、容積率200%、高さ制限25メートル、また20メートルより東側が第一種中高層住居専用地域で、建ぺい率60%、容積率200%、高さ制限25メートルの地域でございます。

周辺の道路につきましては、当該地西側の小金井街道は幅員16メートル、うち歩道幅員約2.5メートルでございます。

北側の道路は、小金井街道の接続部から事業区域の北東側の花南商店街まで続く道路で、三つの種類の道路が一体となっております。

まず、西側の小金井街道接続部から体育館（予定地）となっております箇所南側付近までが第一期事業において新設された幅員6メートルの市道第D-352号線でございます。

補足説明でございますが、体育館（予定地）につきましては、地域開放型体育館の建設敷地として平成19年に事業主から市が取得し、これまでは花小金井南中学校のテニスコートとして使用しておりましたが、大規模開発事業による人口の増加や市内の老朽化した既存運動施設の一部機能移転などを背景に、本年7月から地域開放型体育館として整備する工事に着工する予定となっております。

道路の状況に戻ります。地域開放型体育館建設予定地の南側付近から事業区域北側に沿ってL字に曲がり、北側に突き当たるまでの部分は、幅員6メートルの既存の位置指定道路でございます。

突き当たりの手前から事業区域内を通り、花小金井南商店街に抜ける道路は、第一期事業において既存の位置指定道路を廃止して線形を変更し、事業主管理の開発道路として整備された幅員6メートルの道路でございます。

なお、これらの三つの道路に沿いまして、事業区域側の敷地内には事業主管理の歩道状空地が整備されており、今回の計画地部分は幅員3メートル、東側既存マンションの敷地部分は幅員2メートルとなっております。

続きまして、周辺の状況をご説明いたします。

申しわけございませんが、資料1-1の5枚目、写真①をごらん

ください。こちらは、計画地の北側に隣接する第一期に新設された道路と小金井街道との接続部を西側から撮影したものになります。

写真②は、同じ接続部を北側から撮影したものになります。

写真④、⑤をごらんください。計画地の西側、東側既存マンション建築時に整備された敷地内通路と小金井街道との接続部でございます。

写真⑦をごらんください。計画地の内部を計画地の南西付近から見た状況でございます。写真の右側には隣接する小金井カントリークラブ、奥には東側既存マンションがございます。

写真⑧をごらんください。木の後ろに計画地の南西側に隣接する集合住宅がございます。

1枚めくっていただき、次のページの写真⑩をごらんください。こちらは花小金井南中学校の地域開放型体育館が建設される南側の交差点付近になります。

写真⑫をごらんください。写真右側には既存の花小金井南中学校の体育館、左側には地域開放型体育館建設予定地で、現況はテニスコートでございます。なお、間にある道路につきましては、もともと位置指定道路でしたが、地域開放型体育館の建設工事に伴い、廃止、封鎖されており、今後は体育館の敷地として利用されます。

写真⑬をごらんください。東側既存マンション建築時に整備された提供公園のけやきヶ丘公園でございます。

写真⑯、⑰、⑱をご覧ください。東側既存マンションの敷地北側、花小金井南中学校の南側の状況でございます。

1枚めくっていただき、次ページの写真⑲、⑳、㉑をごらんください。こちらは東側既存マンションの敷地の北東側の状況でございます。

写真㉔をごらんください。こちらは、事業区域北東角、花南商店街へとつながるあたりの状況になります。

周辺の状況につきましては、以上となります。

続きまして、1枚めくっていただき、立面図をごらんください。

①から⑧までの立面図があり、それぞれどの部分の立面図を示しているかが記載されております。

上から1段目①と⑤は、北立面図となっており、計画地の北側からの立面図でございます。

上から2段目右側⑥西立面図は、小金井街道側F棟の立面図でございます。

その左側の②西立面図は、A棟、B棟、C棟、E棟の西側から見た立面図になります。

上から3段目左側③南立面図は、南向きのA棟の立面図になります。

その下の④東立面図は、東側既存マンションのD棟の立面図になります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、日影図をごらんください。

日影図は4枚ございまして、1枚目は建築基準法の規制がかかる地盤面から4メートルの高さにおける日影図で、冬至の朝8時から夕方4時までの日影の範囲を示した時刻日影図でございます。

2枚目も同じく地盤面4メートルの高さにおける日影図になりますが、日影となる時間数ごとに、その範囲を示した等時間日影図でございます。

3枚目、4枚目につきましては、同じ時刻日影図と等時間日影図になっておりますが、こちらは地盤面の高さ0メートルにおける日影図となっております。

続きまして、特に資料はご用意しておりませんが、当該地における小平市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針をご説明いたします。

まちづくりの方針としましては、良好な住環境づくりとして、「豊かなみどりがある住宅地については、周辺の住環境との調和を図りながら、みどり豊かな風景の中にゆとりを感じることができる良好な住宅地の形成、維持・保全を図ります」と記載がされております。

また、地域別構想におきましては、東地域に該当し、「大規模敷地において土地利用転換が想定される場合には、周辺のみどり豊かな住環境に配慮し、調和の図られた適正な土地利用の誘導を行います」などが挙げられております。

次に、こちらも資料はございませんが、土地利用構想が提出された以降の状況をご説明いたします。

届出書につきましては、昨年11月21日から12月11日まで3週間縦覧を行い、2名の閲覧者がございました。

また、条例に基づく説明会は、11月29日、12月1日に開催されて、それぞれ14名、16名、合計30名の出席がございました。

主な質問といたしましては、敷地境界からの離隔の確保、日影の影響、階数の低減など事業計画の再考を求めるものであり、事業主からは、事業として容積率を使い切りたいと考えており、事業上厳しいが持ち帰って検討したいとの回答がございました。

そのほかに、集合住宅以外の土地利用の検討はあったのか、隣接住宅へのプライバシーへの配慮のためにベランダの向き、手すりや窓ガラスの仕様、植栽の配置などを検討してほしい、車両等の交通量増加に伴う安全対策をしっかりとしてほしい、などの意見もございました。

次に、資料1-3、周辺住民から提出された意見書をごらんください。当該届出に対する周辺住民からの意見書の提出につきましては、4件提出されております。

主な内容といたしましては、隣接する住宅における日照を確保してほしい、計画建物と敷地境界との距離を少し離して圧迫感を軽減してほしい、既存樹木を活用することや、敷地内に目隠しとなるような植栽を植えるなどの緑化をしてほしい、敷地内に病院・保育園・集会場等の施設を設置することを検討してほしい、公園の広さが十分とは思えないため敷地内にも確保してほしい、などのご意見がございました。

次に、資料1-4、事業主から提出された見解書をごらんください。

事業主の見解といたしましては、建物を境界から離したり、高さを低くした場合に生じる床面積の減少を、他の場所で補うことができないため、現在の計画を変えることはできない、敷地境界沿いには新たな植栽を検討している、さまざまな施設導入の検討の結果、施設運営における採算性・持続性の課題があり、分譲マンション単独の計画となった、法令に従い事業区域全体の6%の公園を整備しているため、これ以上の公園整備は難しい、などの見解がございました。

次に、資料1-5、調整会開催請求書でございます。

こちらは、平成29年1月に条例が改正され、新たに規定された手続で、意見書を提出された周辺住民が、事業主から示された見解書に対して、事業主にその内容の説明を求め、お互いの意見と見解を確認し、整理することを目的とした調整会の開催を請求したものになります。

調整会は2月21日に開催され、請求書に記載された内容につきまして、請求者である周辺住民と事業主とでお互いの意見・見解の確認を行いました。

主な内容は、隣接マンションの日照の減少に伴う健康への影響、建物離隔の見直しの具体的な検証状況、床面積を減らすことができない理由の3点でございます。

事業主からの見解といたしましては、健康への影響があると認め

たということではないが、隣接マンションに与える影響を少しでも軽減できないかという検討は実際に行っており、商品価値の維持などの観点から限度はあるものの、現在の土地利用構想においてもその検討結果を反映している。また、今後も詳細な設計の中で継続して検討を行っていききたいとのことでございました。

これに対して周辺住民の方からは、新しい建物に住む人と周辺に住む人、両方の幸せを考えてほしいとのご意見がございました。

日影に対する考え方については平行線のままでございましたが、事業主がこれまでの取り組みを丁寧に説明したことで、お互いの立場、考え方に対する理解が深まり、周辺環境への配慮については、今後も前向きに話し合いを続けていく予定となっております。

長くなりましたが、土地利用構想の届出についての事務局からの説明は以上となります。

会 長： ありがとうございます。土地利用構想の届出について、事務局の説明が終わりました。市として助言等をすべきなのか、この委員会で皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。わからない点があれば、事務局に質問してください。

会 長： では私から質問です。地下1階の利用計画について教えていただけますか。

事務局： 地下1階には住戸が作られます。東側既存マンションにおきましても、地下1階から地上8階までを住戸として販売しています。

会 長： 提出された意見書等のやり取りから、周辺環境に対する配慮について、今後も事業主と周辺住民はやりとりを続けるということだと思いますが、皆さんからのご意見はありますか。

委 員： 資料1-5には、日照時間の減少について、「事業主が健康に害を与えることを認めた」とありますが、事業主としては健康に被害を与えることを認めたけれども、容積率を減らすことはできないとの回答をしているのでしょうか。この辺りの状況を教えてくださいませんか。

事務局： 資料1-5は請求者が書いたもので、事業主としては健康被害を認めたわけではないが、周辺への日影の影響を少しでも減らせるように、今後も継続して検討していきたい、ということでした。

委 員： この健康被害というのは、日照時間の減少が根拠になっているのでしょうか。

事務局： はい。

委 員： そうすると、容積率を減らすことはしないのに、皆さんの健康を害さないように検討していくということに、どのようにつながって

いくのかがよくわからない気がします。

事務局： 事業主からは、日影自体は、建築基準法に沿ったものであり、それがすなわち住民への健康被害にあたるとは捉えていないということです。しかしながら、圧迫感を減らすなど、多少なりとも周辺環境へ配慮していきたいということでございました。

会長： そのほか、いかがでしょうか。

会長： 建物が完成すれば、東側既存マンションも含めると、恐らく3,000人から4,000人という人口が増加することになり、車の出入り等について心配があると思うのですが、その点はどのようになっているのかももう一度教えてください。

事務局： それでは、土地利用構想図をご覧ください。まず、主要な車の出入り場所は、敷地西側にある小金井街道と敷地内通路の交差点です。この通路は新設マンションと東側既存マンションのどちらの住民も利用することができ、警視庁との協議の上、左折イン・左折アウトに限った利用方法となっています。また、新設マンション専用の通路が敷地の北側、市道との交差点に設置される予定です。この敷地北側にある市道と小金井街道との交差点については、警視庁との協議の上、右・左折どちらも可能となっています。

会長： 信号が設置されるのでしょうか。

事務局： どちらの交差点にも信号は設置されておりませんが、小金井街道と敷地内通路の交差点の少し北側に、押しボタン式の信号と横断歩道がございます。

会長： それがあるのですね。

事務局： はい。また、東側既存マンション建築の際に、敷地北側の市道には、幅3メートルの、更に東側にある位置指定道路部分には幅2メートルの歩道状空地进行をそれぞれ設置して頂いております。

委員： 一つよろしいでしょうか。本計画地は小金井街道や小金井カントリー倶楽部に隣接している好立地ですが、鉄道の最寄り駅はどこでしょうか。

事務局： 一番近い駅は西武新宿線の花小金井駅です。資料1-1の2枚目をご覧ください。今回の計画地から北方向にあります花小金井駅まで徒歩約7分です。また、東側既存マンションでは、居住者専用の無料シャトルバスを運行しており、マンション販売のホームページによると、JR中央線武蔵小金井駅まで、約7分で到着するという事です。このシャトルバスは、本計画でも検討されているようです。

委員： 事業主にとっては、販売促進上、かなりのセールスポイントになるのでしょうかね。

事務局： はい。東側既存マンションの販売看板は武蔵小金井駅周辺の中央線の駅などにも多く設置されておりますが、シャトルバスが運行されていることも、セールスポイントになっているようです。

また、実際の利用者は、徒歩で花小金井駅に行く方とシャトルバスで武蔵小金井駅に行く方が半々だと聞いています。買い物をするためにシャトルバスを利用される方もいらっしゃるそうです。基本的には平日のみの運行と聞いております。

委員： ありがとうございます。

会長： 管理組合はそれぞれのマンションで組織されるのでしょうか。

事務局： はい。そうなる予定です。

会長： 地域コミュニティとの関わり等についての話題は、あまり出ていないのでしょうか。

事務局： 前回の東側既存マンションの土地利用審議会においても、地域コミュニティとの関係についてご助言いただいておりますが、地域住民と共用できるような施設等は、特に東側既存マンションにおいてはつくられていません。ですが、敷地の北側に歩道状空を整備していただいております、地域住民の方にも利用されている状況です。

詳細の検討はこれから行うと伺っておりますので、周辺住民の方も利用できるような施設等を検討してほしいとは考えております。

会長： 私自身も先日、天気の良い日に公園の近くを歩いてみたのですが、提供公園は小山もあるような立派な公園で、多くの子供たちが遊んでいましたので、活用されている状況にあるようです。

さて、このほかには、これだけ人が増えますので、直下型地震等を想定した災害に対する備蓄関係については、基本的には個々で考えるものですが、マンション全体として何か検討していることはあるのでしょうか。

事務局： はい。東側既存マンションでは、マンション内に備蓄庫を設置しており、小型の拡声器、救助用工具セット、救助用ロープ、スコップ、防じんマスク、救急箱、携帯電話の充電、懐中電灯機能付きの手回し充電ラジオ、カセットガス、発電機、非常用ろうそく、飲料水用の折り畳み給水ポリタンク、飲料水や、簡易トイレ、マンホールトイレなどの防災備品等が保管されているそうです。今回も同様の施設等をつくるのではないかと考えております。

委員： 質問よろしいでしょうか。

事務局： はい。

委員： 先ほどご指摘があったように、住民からの意見は受けとめて、しっかりと回答することが必要かと思いますが、資料1-5にある意見に対する回答はここに記載されていないですね。

- 事務局： はい。
- 委員： 住民の方が言われている「健康に被害を与えることを認めた」という表現はかなり大事なポイントで、違うのであれば違うとしっかり反論をしないと、やっぱり認めたのかということになるかと思えます。ですから、事業主としても、しっかりと回答するようにするべきかと思えます。
- 事務局： 先日開催された調整会の中で事業主から請求者に対して、「健康への影響の有無について判断はつかないが、できる限りの配慮をしたいと考えており、日影等の影響を少しでも減らす検討を行っている」、という回答をしております。健康被害について認める、ということにはなっておりません。
- 委員： 文章は一人歩きしてしまうことがあるので、しっかり返答するなどの対処が必要かと思えます。
- 事務局： はい。
- 委員： 1点質問です。資料1-3に「境界上にある2本の樹木」という文章があるのですが、この樹木はどこにあるのでしょうか。
- 事務局： 資料1-1、写真⑧の右奥に対象の樹木がございます。この樹木については、樹木医にみてもらい残せるかどうか確認をしているようです。外構計画についても、どのような緑化計画ができるか早めに検討を進めていきたいと聞いております。
- 委員： これは一つの意見なのですが、資料1-3の意見書は東側既存マンションの住民の方や、その他周辺住民の方から提出されていると思うのですが、現在は特に日影の話が論点になっているようです。事業主としては、法律や条例で認められた範囲でできるだけ活用したいというご意向だとは思いますが、意見書を出された住民の方々のお住まいも、境界線から一定の離隔をとっていると思います。そういった場所では、周辺住民の建物と同じぐらいの距離をとっていただくなど、そのような観点も含めて協議するほうが、お互いにとっていいのかと感じます。
- 事務局： 了解しました。
- 会長： そのほか、何かご意見、ご質問等ありますか。
- 委員： 質問というよりは、意見なのですが、周辺住民の方の意見書を拝見すると、日影のことだけでなく建物が建つことで圧迫感を感じる、ということも書かれています。日影の問題については、建築基準法や条例等の範囲内の計画であれば、受忍限度の話になりますので、なかなか法律的な理屈として事業計画を変えるのは難しいのであろうと想像はできるのですが、そうであれば、植栽を工夫するとか、日影以外のところで圧迫感の少ない計画にするなどの工夫や努

力をしていただけるよう、お願いするのがよろしいのではないかと
思います。

委 員： この資料1－4を見ますと、かみ合っていないやりとりが多く見受
けられます。実際に既存樹木を残せる場所はないだろうと思うの
ですが、もう少し話し合いを重ねていかないと、大変なことになり
そうな気がします。事業の見直しは事業主にとっては大変なことだ
と思うのですが、それ以上に大変なことにならないよう、気をつけ
ていただきたいと感じました。

委 員： 資料1－3に、住民同士で話し合った結果としてという項目の中
に、「東側既存マンションはゴーストタウンの様相を呈している」
という表現があり、気になります。現存の東側既存マンションは9
22戸の販売戸数に対して、735戸が完売しているとのことでした
が、約200戸が売れ残っているということですので、恐らくそ
のことを言っているのではないのでしょうか。販売開始は今年のいつ
ぐらいでしたか。

事務局： 今から1年半ぐらい前です。

委 員： そうですか。完売できていない理由があるのでしょうか。

事務局： 販売方法としては、10戸や20戸単位で順次販売をしているよ
うです。入居開始時点で約半分ぐらいが契約済となっており、事業
としては好調な売れ行きで、現在の約80%完売という数値も設定
目標以上であることから、第2期の事業を進めていくことに決めた
ようです。

今回、この方がゴーストタウンとおっしゃっているのはたまたま
まだ販売を開始していない部屋が一部の棟にかたまっており、その
ように感じられたということかと思います。

会 長： あとはいかがでしょう。

それでは、質疑も出尽くしたようですので、意見のまとめを行いた
いと思います。会長案をつくってありますので読み上げさせてい
たきます。

まず、土地利用構想の届出について、次の事項を尊重していただ
きたい。

一番目、「建築計画においては、圧迫感の低減やプライバシー対
策などに努め、周辺環境に十分配慮すること。」

皆さんからのご意見をいただきましたし、現在も話し合いをしてい
るとのことですので、それらの項目を入れたいと思います。

続いて二番目、「届出対象地周辺は緑豊かな地域であるため、敷
地内の緑化を推進するよう配慮すること。」

これも先程、樹木医という言葉も出ましたが、それほど真剣にお

考えになっているということだと思います。敷地内の緑化の推進に配慮してほしいということです。

それから三番目、「届出対象地周辺においては、車両及び歩行者の通行の増加が見込まれることから、道路に接続する出入り口の安全対策、敷地北側に設けた歩道状空地、転回広場及び敷地内に設けた通路の永続的な担保、それから、小金井街道のバス停留所及び横断歩道付近における滞留スペースの確保など、周辺の交通状況も踏まえた交通安全対策に配慮すること。」

それから四番目、「居住者同士又は周辺住民も含め、交流を図ることができる施設、またはスペース等の設置を行うなど、地域コミュニティの創出に配慮すること。」といたしました。

マンションというのは大きくなればなるほど、マンション内での交流が少ないと言われておりますので、住民同士の交流や、近隣に開放できるところもあれば、地域住民とのコミュニティも創出されますので、ぜひ考えてほしいということでございます。

それから五番目には、「地域の防災機能の向上のために、敷地内に避難場所となるスペースの確保に努めるとともに、食料や資機材の備蓄機能を備えた建築計画となるように配慮すること。」といたしました。

六番目、「工事中においては騒音、振動等及び工事車両による周辺生活環境に及ぶ影響を低減するように努めること。また、同時期に届出対象地北側で花小金井南中学校地域開放型体育館の建築工事が行われるため、工事車両の通行経路等の安全対策について、市と十分調整を図ること。」といたしました。

前回工事中には夜中に工事をしたではないかというご意見もありましたので、しっかりと説明を行い、了解を得て工事を行ってほしいと考えます。

以上、会長案といたしました。何か修正箇所がございましたらおっしゃってください。いかがでしょうか。

委員： 四番目の、交流できる場所の設置というのは、現段階では既に設計に組み込まれているのでしょうか。現在全くないものを新たに入れるとなると、相当な設計の見直しが必要になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： はい。開発条例における大規模開発事業では、コミュニティ形成が図れる共有スペースや集会所の設置、自治会の設立や加入案内などについて協議することになっておりますので、その中で今後協議していくものと捉えております。

委員： 東側既存マンションには、そのような施設やスペースは既にある

のでしょうか。

事務局： 周辺住民が利用できるものではありませんが、マンション住民が集会等に利用できるスペースや子供の遊び場などの施設等は確保されております。

委員： そうすると、本計画においても、同様にそのようなスペースが計画されているということでしょうか。

事務局： 詳細はまだ聞いていませんが、今後、具体的な計画の中で、検討していくのではないのでしょうか。

会長： 先日、東側既存マンションを北側からずっと歩いて見てきましたが、集会所や来客用の応接スペース等もあるようでした。

事務局： そうですね。

会長： ですから、本計画についてもそのようなものをつくってもらえたら良いと思います。また、地域開放についてもぜひ検討してほしいと思います。

委員： コミュニティスペースを地域住民にも開放して、周辺住民との交流につながっていけば、非常に良い計画になるのではないかと思います。

委員： 一点よろしいですか。地域住民の方との話し合いを、引き続き誠意を持って行ってほしい、ということをつけ加えていただきたいと思います。

会長： 地域住民の方と誠意をもって協議を続けてほしいということですね。これは一番目に追加するのが良いでしょうね。

委員： はい。

事務局： 事業主からは、調整会請求者に対して、今後も引き続き調整していく予定であると聞いております。

また、条例の手続にて行う住民説明会の前に、隣接マンション個別の説明会を行い、早めに、どのような事業内容であるか説明していきたいと聞いております。

会長： では、その他にご意見がなければ、先ほどご提案をいただいた、引き続き住民の皆さんと誠意を持って協議を継続する、という内容を一番目に加えたいと思います。

ご了承いただけますでしょうか。

(了承)

では、土地利用審議会としての答申を決定させていただきます。

以上で、本日の審議は終わりです。

皆さん、ありがとうございます。

(閉会)